様式第十六（第６条第４項関係）

特定海外事業計画の変更の指示に係る情報の提供について

年　　月　　日

内閣総理大臣　名　殿
財 務 大 臣　名　殿

株式会社国際協力銀行総裁　名

年　　月　　日付けで依頼があった特定海外事業計画の変更の指示に係る情報の提供について、下記のとおり情報を提供します。

記

特定海外事業計画の変更の指示に係る情報

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十七（第７条第１項関係）

認定特定海外事業計画の認定取消通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

内閣総理大臣　名
財 務 大 臣　名

年　　月　　日付けで認定をした認定特定海外事業計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第85条の５第１項（又は第２項）の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．特定海外事業認定番号

２．認定取消しの理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。